## 令和3年8月10日付け「子どもの権利部会審議内容の報告」について

## 今後の設置・運用に向けて 検討結果等 <u>──</u> ○ 子どもオンブズパーソン(以下「オンブズ」とい ア 子どもの最善の利益の実現のみに関心を払う第三 う。) の姿勢については、開設前のオンブズ会議で 者機関として、市民の信頼に足る機関であり続ける ための姿勢について常に意識し運用していくこと。 も確認し、大切な視点として意識して運用していき オンブズや調査相談員のスキル向上のためにも、 ます。 年次報告会の開催や公開、定期的な研修、他市機関 ○ 初年度の他市機関との交流として、小金井市と同 との交流などを検討すること。 じく開設を控えている自治体を中心に多摩地区の自 治体に声をかけ、相談・調査員向けのオンブズワー ク研修を8月5日に実施いたしました。 (参加自治体:中野区、国立市、西東京市、武蔵野 市、埼玉県北本市。会場:小金井市) イ オンブズへの相談方法については、子どもにとっ 【相談方法について】 てやさしい受理の仕方(方法・時間・場所等)を運 ○ 開所日:月~水・金・土 用する中でも柔軟に検討すること。 ○ 相談時間:平 日…午後1時~午後7時 土曜日…午前10時~午後4時 【相談ツールについて】 ○ 直接来館の他、フリーダイヤルとメール(学校 で使っているタブレットでも相談できるよう、メ ールフォームを用意)、手紙 相談室が遠いなど通えない場合 集会所など別の場所でもお受けする予定

ウ 権利学習の方向性や方法等については、設置・運	【権利学習の方法について】
用する中で良好な協力関係のもと実施できるよう、	○ 次年度の導入に向け、指導室に相談しながら進
関係部署や関係機関等と丁寧に協議しながら進める	める予定
こと。	
エ オンブズの行う「文化及び社会づくり」と行政の	○ オンブズの機関周知や利用促進についても今後の
「子どもの権利の普及」の役割の違い等について	課題ですので、運用する中で効果的な普及啓発を引
は、運用する中で、互いの活動の相乗効果から広く	続き検討していきます。
子どもの権利の普及を目指すこと。	
オ 相談に基づく調査・調整活動の実施に際しては、	○ 小金井市子どもオンブズパーソン設置条例第12
本人及び保護者の同意を原則とする。しかしなが	条第3項に規定をしました。
ら、オンブズが必要と認める場合には、同意なしで	子どもの意思を中心に、同様の運用を基本として
も調査・調整活動を実施できるようにする必要があ	まいります。
る。その場合についても、子ども自身を傷つけるこ	
とがないように対応すること。	
カ リーフレット等の作成にあたっては、子どもの年	○ ご意見を踏まえ、別紙のとおり作成いたしまし
齢や外国にルーツを持つ子どもなどに配慮し、わか	た。
りやすい表現を用いること。	
キ 子どもから最初に相談を受ける調査相談員は、他	○ 相談・調査専門員の採用については、子どもへの
自治体を参考に、専門性のある人材(資格や相談経	指導・相談経験が2年以上ある有資格者に限定し募
験のある方等)とするのが適切であると考える。	集しました。
	○ 現在の有資格状況は、公認心理師、社会福祉士、
	保育士となっています。